

一般社団法人 山形県介護支援専門員協会

費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）定款第21条の各号及び第16条に定める役職員が会務に従事した場合、会員が理事会の承認を受けて会務に従事した場合の費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規程の適用の対象となる会務とは、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 役員が、定款に定める理事会への出席、運営規則で定める常務会への出席又は理事会が特に必要と認める業務に従事すること。
 - (2) 役職員が、一般社団法人日本介護支援専門員協会（以下「日本協会」という。）の会議の他、連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。
 - (3) 委員会等の会議の構成員としてその会議に出席し、又はその業務に従事すること。
 - (4) 会員が理事会の承認を受けて会務に従事すること。
 - (5) その他、会長が特に費用弁償することが必要と認められる事業等に従事すること。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として費用弁償の対象としない。
- (1) 本会の正会員が総会に出席する場合。
 - (2) 定款に定める委員会等の構成員としてではなく、単なる傍観者として出席する場合。
 - (3) 日本協会の社員総会に出席する場合。
 - (4) その他、あらかじめ費用弁償の対象としない旨の告知がされた事業に出席する場合。

(範囲)

第3条 この規程によって、弁償を受けることができる費用は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 会務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）の実費。
- (2) 会務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）の実費。
- (3) Web 会議に伴う費用。
- (4) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。

(交通費)

第4条 交通費は、予算の範囲内において、次の費用を支給する。

1. 会務に従事するための順路によって要する船賃、鉄道運賃、バス運賃、航空運賃の実費を支給する。なお、車の場合は、自宅から開催地までの往復距離を1 km 20 円として計算する。
2. 車の場合の距離については、Web で検索した距離とする。なお、小数点以下は四捨五入とする。
3. 車の場合については、片道 50 km 以上の場合は、高速道路・有料道路利用料金の実費を加算する。
4. 前項の鉄道運賃は、普通料金に特別料金（座席指定料金、特急料金）を加えた額とする。
5. やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金を加算する。

（宿泊費）

第5条 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- （1）複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合。
 - （2）前号以外で、理事会が必要と認めた場合。
2. 支給額は、1泊あたり 15,000 円を上限とする。ただし、あらかじめ主催者等から宿泊場所・宿泊費を指定された場合は、それに従うものとする。

（業務に従事した場合の手当）

第6条 第2条の業務及び事業に従事した場合、1時間あたり 1,000 円の手当を支給する。ただし、所得税の源泉徴収を行うものとする。

（Web 会議に伴う費用）

第7条 Web 会議に伴う費用は1回 1,000 円を上限とする。

（費用の請求）

第8条 Web 会議に伴う費用を除く費用の弁償を受けようとする者は、別に定める「費用請求書」と原則として交通機関を利用した場合は領収書を添えて、本会事務局に提出しなければならない。

（前渡し）

第9条 本人が希望する場合には、要する金額を前渡しすることができる。

2. 前項の規定により費用の前渡しを受けた者は、当該会務終了後 20 日以内に、別に定める「費用精算書」を本会事務局に提出し精算をしなければならない。

（委任）

第10条 この規程に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。

附 則

1. この規程は、社員総会の議決を受け、令和 7 年 3 月 27 日理事会において定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用する